

障害福祉サービスの利用実態について、全国調査を行った結果概要は次のとおりです。

- 利用者負担を理由にサービスを中止した方は、総契約者数 221,327 人中 1,625 人で、0.73 %になります。

これは、8ヶ月間に利用中止された方の割合ですので、1月当たりにすると0.09%になります。

* 利用中止の理由には「利用者負担金の急激な増加により自宅で生活している。」、「本人の年金は家族の生活費となっている。」、「(利用者負担を)支払ってまで施設利用する必要がない。」、「工賃以上に負担したくない。」等の回答がありました。

- 通所施設の利用者で利用者負担を理由に利用回数を減らされた方は、総契約者数 86,594 人中 4,114 人で、4.75 %になります。

これは、7ヶ月間に利用を抑制された方の割合ですので、1月当たりにすると0.68%となります。

- 他方、障害者自立支援法の施行後、全体では、通所サービス利用者を中心にサービス利用者数が着実に増加していることが明らかになりました。

平成18年3月と平成18年10月のサービス利用者数は、入所施設利用者 0.97 %、通所施設利用者 8.53 %の増加となっています。

- 政府としては、国費ベース 1,200 億円の特別対策を講じることとしており、さらに一段の利用者負担の軽減措置を講じることとしています。

今般の特別対策における利用者負担軽減

【ポイント】

- 通所・在宅利用者及び障害児世帯を中心に、利用者負担の上限を現行の2分の1軽減から4分の1軽減に引き下げる。
- 軽減対象を一般（課税）世帯のうち収入が概ね600万円まで拡大する。
- * このことにより、今般の調査で負担感があるとされた層の負担の軽減に大きく寄与するものと考えられる。

◎ 特別対策後の1割負担上限額（通所、在宅サービス）

一般（課税） 月 37,200円 ⇒ 9,300円
（※収入が600万円までの場合）

低所得2 月 12,300円 ⇒ 6,150円
（通所は7,500円 ⇒ 3,750円）

低所得1 月 7,500円 ⇒ 3,750円